

### 《注意したい総勘定科目とその取引例》

取引によって課税する場合と課税しない場合があります

科目名	税区分		注意したい取引例	備考
	借方	貸方		
有価証券	0	0	ゴルフ会員権の売却	※有価証券の譲渡については、課税売上割合を計算するとき、対価の額の5%を分母に含めることとするため、税区分は<81>で設定してください。
		81	有価証券の売却※	
建物 他固定資産	— 10	0	減価償却（直接法）	
		60	建物の売却	
土地	0	80	土地の購買	
建設仮勘定	0	0	建物の購入（物件引取前）	建物になって引き取った時点で建物に課税するためです。
売上高		60	商品の売上	輸出は免税になりますので、税区分は<90>です。
		80	社会福祉事業や学校への売上	
仕入高	10		商品の仕入	
給与手当	0		給与	
法定福利費	0		社会保険料、労働保険料	
福利厚生費	0 10		共済掛金、社員への祝金、香典等	
			社員への祝品の購入代、健康診断料	
地代家賃	0 10		住宅用	
			事務所用	
賃借料	0 10		区画整備ができていない駐車場等※	※土地を貸しているときのため
			駐車場代（区画整備ができています）	
保険料	0		生保、損保、自動車保険、共済掛金	
租税公課	0		消費税、事業税、印紙税、固定資産税、自動車税	
旅費交通費	0 10		海外出張費	
			通勤手当、出張費、日当	
通信費	0 10		国際電信電話料、国際郵送料	切手代は基本的に買ったときは非課税で、使用して初めて課税。ただし煩雑なので課税として処理することが多いです。
			電話料、郵送料、切手代	
支払手数料	0 10		外国為替手数料、行政手数料	
			振込手数料等	
接待交際費	0 10		得意先への祝金・香典等、ゴルフ利用税	贈呈する商品券、ビール券、プリペイドカード等の購入代金なども非課税です。得意先へ贈呈する祝品の購入代金は課税です。
			接待飲食代、ゴルフ代	
諸会費	0 10		同業者団体等の会費	
			購読料、セミナー会費	
雑費	0 10		信用保証料、玉串料、町内会費、罰金	
			その他費用	
受取利息		80	預貯金、貸付金、公社債等の利子	
受取配当金		0	株式、出資金の配当金	
		80	合同運用信託等の収益の分配金	
雑収入		0	現金過不足、受取保険料	
		60	その他収入	
支払利息 割引料	0		借入金利息	
雑損失	0 10		現金過不足	
			その他支出	